

【事業名】西宮田近野第3住宅耐震改修事業

質疑回答書

NO.	質問事項	頁	質問回答
1	実施設計後、公的機関による技術評定を取得することとありますが、具体的な公的機関の選定は任意と考えてよいですか？	6	既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（全国耐震ネットワーク委員会）に登録された耐震判定委員会としてください。
2	技術評定の審査の過程で、指摘により提案時の補強内容から変更が生じる可能性があります。よろしいでしょうか。	6	やむをえませんが、費用については提案価格に含めるものとします。
3	制振装置を用いた場合、点検、維持管理は不要であることとありますが、一般に震度5強以上の地震が発生した場合等は制振装置の点検が必要となりますが、よろしいでしょうか。	6	その旨提案してください。
4	仕様書（設計編）の設計基準として各種指針・基準の最新版に準拠することになっていますが、例えば「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」の最新版は2009年版であるのに対し、CDで示された耐震診断資料の準拠基準はそれ以前の基準であると思われ、基準の違いにより診断結果が若干異なることが予想されます。実施設計時に耐震診断計算を実施し、その結果提案時と補強内容が多少異なる可能性があります。よろしいでしょうか。	22	最新の基準に基づき耐震診断を実施してください。
5	提案項目の評価ウエイトが提示されていますが、評価項目の配点及び評価の計算式をご提示願います。	7	開示していません。
6	技術評定を取得する際に、既存建物の構造調査が必要ですが、調査は実施済で調査報告書を提供していただけるものと考えてよいですか？	6	CD-Rで配付している参考資料（公社実施の耐震診断資料）以外に、現地調査時のコア採取写真等がありますので、必要な時に配付します。 なお、技術評定の取得に必要な調査は、提案者において行ってください。
7	制振装置関連工事の保証期間を10年以上とされていますが、メーカーの保証期間が10年未満の場合、メーカーの保証期間までとなりますが、よろしいでしょうか。	7	メーカーの保証期間で提案してください。

8	「工事費は採用決定時の見積書を原則とし、設計に変更が生じても見積額を変更しないものとします。」とありますが、発注者の指示で設計変更が生じた場合は、見積額の変更に応じてください。	8	協議事項とします。
9	施工については、兵庫県の公共工事請負契約書と同等の契約条件との理解でよろしいでしょうか。相違点があればご教示ください。	24	同等です。 但し、前払いの条件はありません。
10	設計については、どのような契約条件となるのかご教示ください。例えば、国土交通省「建築設計業務委託契約書」等と同等になるのでしょうか。	24	兵庫県の建築設計業務委託契約書と同等です。
11	仕様書(施工編)24.その他(4)工事事務所で2戸以内賃借できるとのことですが、原状回復とは、室内の壁紙張り替え、床CFシート程度張り替え、畳入れ替え、木部(枠等)塗装替え、トイレ・流し台等含むハウスクリーニング程度と考えてよろしいでしょうか。	24	お見込みのとおり。
12	X7通側の作業用の足場を架設致しますが、昇降階段の設置等がございますので一部住人様の自転車が、置けなくなります。別のエリアに仮設の屋根付駐輪場等を増設は必要でしょうか。	-	お見込みのとおり。
13	指定の工事看板等がございますでしょうか。(法令上の労災・建設業許可を除く)	-	ありません。
14	監督員事務所について仕様書内に記載がございませんが、工事事務所と兼用で机・椅子・衣類ロッカーなどを備えておけばよろしいでしょうか。また、監督員様用備品などは必要でしょうか。	-	お見込みのとおり。 備品等は不要です。
15	工事用水道及び電気について、仕様書では水道は「本工事に含むものとするが、使用料の精算方法については団地自治会との協議」と記載があります。また、電気も「本工事に含むものとする」とあります。水道料金及び電気料金ともに、受注後の各種協議が必要なため、本工事には含まず精算によるものとしてよろしいでしょうか。	28	お見込みのとおり。 費用については提案者の負担とします。

以上